



自家発入門 39

自家発電設備の長時間運転に伴う燃料の貯蔵・取扱いについて

2月号では自家発電設備の燃料の貯蔵・取扱いに関する規制について解説しました。

3月号は停電対策・事業継続用として長時間運転を行う非常用自家発電設備の燃料の貯蔵・取扱いに関する消防法の規制について解説します。

長時間運転を行うためには相当量の燃料の備蓄が必要と思われませんが、この燃料の貯蔵・取扱いに関する消防法の規制について教えてください。

Q1

近年、停電対策や事業継続用として、長時間運転（例えば72時間運転）が可能な非常用自家発電設備の導入、計画が進んでいます。

近年、停電対策や事業継続用として、長時間運転（例えば72時間運転）が可能な非常用自家発電設備の導入、計画が進んでいます。

Q2

指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱う非常用自家発電設備は、消防法上どのような規制を受けることになりますか。

指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱う非常用自家発電設備は、消防法上どのような規制を受けることになりますか。

A2

図1に示すとおり、燃料の貯蔵等では主燃料タンクの施設場所により、屋内タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所としての規制を受けます。

また、燃料の取扱いについては、発電設備の施設場所が一般取扱所（給油取扱所、販売取扱所及び移

図1に示すとおり、燃料の貯蔵等では主燃料タンクの施設場所により、屋内タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所又は地下タンク貯蔵所としての規制を受けます。

A1

非常用自家発電設備の長時間運転において、貯蔵・取

扱う危険物が消防法で規定する指定数量以上となる場合、危険物施設としての規制を受けます。

消防法では、この危険物施設を図1に示すとおり製造所、貯蔵所、取扱所の3つに分け、貯蔵所及び取扱所については更に細分化し、それぞれの位置、構造及び設備の技術上の基準が定められています。

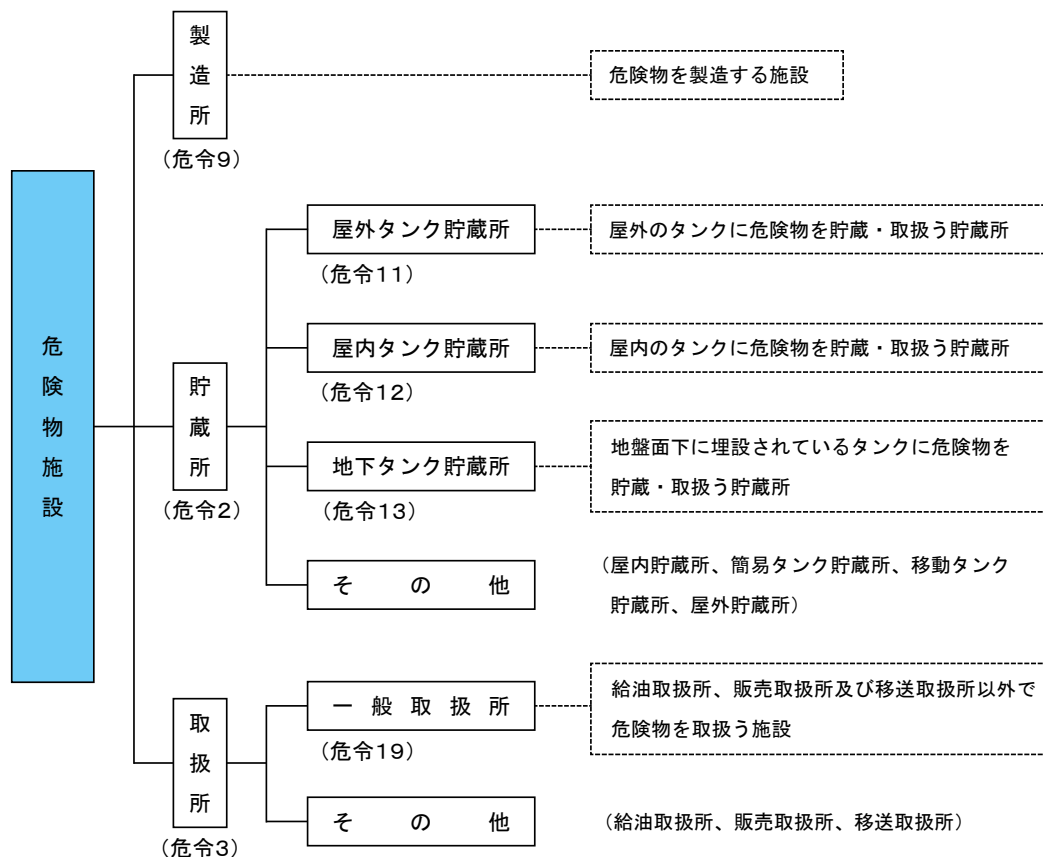
送取扱所以外で危険物を取扱う施設）としての規制を受けます。

消防法の危険物規制では、指定数量以上の危険物を貯蔵・取扱う非常用自家発電設備を設置する場合、危険物貯蔵所設置許可申請と危険物取扱所設置許可申請が必要になります。

また、設置の許可を受けた貯蔵所で液体の危険物を貯蔵・取扱うタンクを設置する場合、許可申請とは別に施設全体の完成検査を受ける前に、市町村長等に当該タンクに係る完成検査前検査申請を行い、検査を受けることが義務づけられています。

この手続きの手順については、2月号の「自家発入門」に掲載の図2を参照ください。

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。



注. 「危令9」とは、「危険物の規制に関する政令第9条」をいい、他もこの例による。

図1 危険物施設の区分

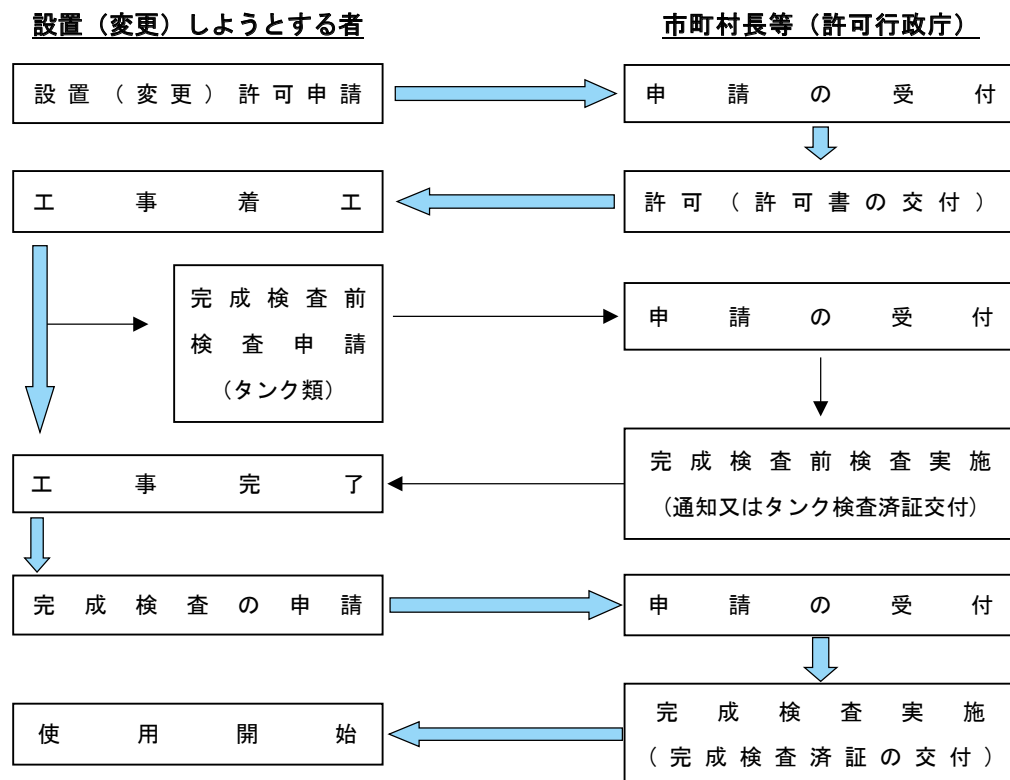


図2 危険物施設に関する設置（変更）許可申請から使用開始までの手続きのフロー

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。

Q3

長時間運転を行う非常用自家発電設備の燃料貯蔵（屋内タンク貯蔵、屋外タンク貯蔵、地下タンク貯蔵）では、主にどの方法が採用されていますか。

A3

屋内タンク貯蔵所として屋内（建築物内）に設置されたタンクに燃料を貯蔵する、又は地下タンク貯蔵所として地盤面下に埋設されたタンクに燃料を貯蔵する、このどちらかの方法が主に採用されています。

なお、建築物内の地下室に設けられる燃料タンクは、地下タンク貯蔵所ではなく、屋内タンク貯蔵所として取り扱われます。

屋内タンク貯蔵所と、地下タンク貯蔵所の主な違いを表1に示します。

Q4

表1のタンクの容量制限から、屋内タンク貯蔵所に貯蔵できる石油類は、20,000L以下となるわけですね。

A4

屋内タンク貯蔵所の基準では、屋内貯蔵タンクはタンク専用室に設けることとされ、このタンク専用室に設ける貯蔵タンクの容量制限が、20,000L以下となります。

なお、「自家発入門」2025年1月号で紹介しましたが、貯蔵できる危険物の量については、用途地域に応じて建築基準法の規制を受けますので、燃料貯蔵にはこの確認も必要になります。

表1 屋内タンク貯蔵所及び地下タンク貯蔵所の規制概要

	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所
設置場所	タンク専用室	地盤面下に設けられたタンク室等（※1）
貯蔵危険物	軽油、灯油、重油等	制限なし
タンクの容量	20,000L以下（※2）	制限なし

※1：タンク室に地下貯蔵タンクを設置する方法以外に、直接地盤面下に埋設する方法等もある。

※2：同一タンク専用室に屋内貯蔵タンクを二以上設置する場合も、タンク容量の総計は20,000L以下にしなければならない。

なお、複数のタンク専用室を設けることができる建築物の場合、その分燃料を多く貯蔵することができる。

この記事は、当該内発協ニュース発行時の内容です。個別の運用に関しては、所轄行政機関に確認してください。